

特別養護老人ホーム  
リンデンバウムいづみ運営規程

特別養護老人ホーム

リンデンバウムいづみ

## 特別養護老人ホームリンデンバウムいづみ運営規程

### (事業の目的)

#### 第1条

社会福祉法人いづみ会が開設する特別養護老人ホームリンデンバウムいづみ（以下「事業所」という。）が行う施設サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を行うために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者などに対して、常に適切な施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

#### 第2条

事業所は、施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話をすることにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。

2. 事業の提供にあたっては、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
3. 事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

#### 第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームリンデンバウムいづみ
- 二 所在地 秋田市泉菅野二丁目17番11号

### (職員の職種、員数および職務内容)

#### 第4条

事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 施設長 1名  
施設長は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。

- 二 医師 1名  
医師は、入所者の健康管理業務を行うとともに適切な医療サービスの提供にあたるものとする。
- 三 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、入所者に対する相談サービスの提供にあたるものとする。
- 四 看護職員 4名  
看護職員は、入所者の保健衛生業務を行うとともに看護サービスの提供にあたるものとする。
- 五 介護職員 24名以上  
介護職員は、入所者の日常生活全般にわたる介護サービスの提供にあたるものとする。
- 六 栄養士 1名  
栄養士は、入所者に対する栄養管理サービスの提供にあたるものとする。
- 七 機能訓練指導員 1名  
機能訓練指導員は、入所者に対する機能の維持・回復のための機能訓練サービスの提供にあたるものとする。
- 八 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は、入所者に対する施設サービス計画（ケアプラン）の作成などのサービスの提供にあたるものとする。
- 九 事務員 3名  
事務員は、施設の管理運営に係わる事務処理を行う。

(入所定員)

第5条

事業所の入所定員は、50名とする。

(事業の内容)

第6条

事業所は、以下に定める事業を行うものとする。

- 一 施設サービス計画の作成
- 二 入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 療養上の世話
- 六 その他必要とするサービスの提供

(利用料)

第7条

施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスが法定代理受領サービスであるときは利用者負担として各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 前項の他、利用者から次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

一 理美容代

二 その他日常生活上の便宜の提供に係わる費用

3. 当施設の利用料は、別表の料金表に掲げるとおりとする。

#### (施設利用にあたっての留意事項)

##### 第8条

入所者は、施設長、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2. 入所者が、外出または外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届け出なければならない。

3. 入所者は、外来者と面会しようとするときは、施設に届け出なければならない。

4. 入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がないかぎり、努めて受診しなければならない。

5. 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。

6. 入所者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設長または生活相談員に届け出なければならない。

#### (施設内禁止行為)

##### 第9条

入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと

二 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔しましたは楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと

三 指定した場所以外で火気を用い、または施設内で喫煙すること

四 故意に施設若しくは物品に障害を与えまたはこれらを施設外に持ち出すこと

五 金銭または物品のたのみ事をすること

六 施設内の秩序、風紀を乱しましたは安全衛生を害すること

七 無断で物品の位置、または形状を変えること

#### (指示・指導)

##### 第10条

施設長は、入所者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして共同生活の秩序を乱すことがあった場合においては、適切な指示・指導を行い、さらに従わないときには、退所させることができる。

(緊急時における対応方法)

第11条

事業所は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、応急の手当てを行うとともに、すみやかに主治医または協力病院に連絡し指示を求める等必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条

施設長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者の安全に対して万全を期すものとする。

2. 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練（うち1回は夜間を想定）を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条

従業者は、在職中はもとより、離職後においても業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持するものとする。

2. サービス担当責任者会議等や、居宅介護支援事業者等において、入所者または家族の個人情報を提供する場合は、あらかじめ入所者または家族の同意を文書により得るものとする。

(苦情処理)

第14条

事業所は、提供したサービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第15条

事業所は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第16条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 施設サービス計画（ケアプラン）その他入所生活介護の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人いづみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

平成17年10月1日 改訂

平成20年 3月1日 改訂

平成26年 1月1日 改訂

平成27年 1月1日 改訂

平成27年 8月1日 改訂

平成31年 1月1日 改訂

令和 1年10月1日 改訂

[別 表]

特別養護老人ホームリンデンバウムいづみ料金表

1. 施設サービス利用料金

厚生労働大臣が定める基準額による。

2. 居住費（1日につき）

4人部屋の場合

利用者負担第1段階	負担なし
利用者負担第2段階～第3段階	370円
利用者負担第4段階	855円

個室の場合

利用者負担第1段階	320円
利用者負担第2段階	420円
利用者負担第3段階	820円
利用者負担第4段階	1,171円

3. 食 費（1日につき）

利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	390円
利用者負担第3段階	650円
利用者負担第4段階	1,392円

4. その他の利用料（全額自己負担）

日用品費（入所者の希望によるもの）	実 費
私物の外部クリーニング代	実 費
教養娯楽費（入所者の希望によるもの）	実 費（材料費）
電気代	実 費（電気器具使用の場合）
理美容代	実 費

(以 上)